

令和8年度

大分県

外国人労働者等就業環境等 整備促進補助金のご案内



県内の事業者や監理団体が行う外国人労働者等の就業環境等の改善、コミュニケーション支援、スキルアップ支援の取り組みに対し、経費の一部を補助することで、外国人労働者が安心して働けるようになり、大分県を外国人労働者に選ばれる地域にすることを目的としています。

補助対象者

県内企業等	①中小企業基本法に規定する中小企業者、常時使用する従業員数が300人以下の医療法人若しくは社会福祉法人又は特定非営利活動法人、その他中央会会長が適切と認める法人 ②外国人労働者（技能実習生・特定技能外国人・インターンシップ生）を1人以上受け入れていること、又は実績報告書提出までに新たに雇用する具体的な計画があること、就業場所が大分県内であること ③外国人労働者等の定着に積極的に取り組むことを確約し、かつ各種労働保険、社会保険等に参加させている者であること ※社会保険の任意適用事業所と加入することができないインターンシップ生を除く
監理団体	大分県内に主たる事務所を有し、県内の事業所が受け入れている外国人技能実習生の監理事業を当該事務所でやっていること

募集期間

令和8年4月1日（水）～10月30日（金）

予算終了まで

※交付決定前の発注・契約・購入・支払・着手等は対象外です。

※R4県北地域外国人労働者就業環境等整備促進事業及びR5・R6・R7本事業交付決定者も申請できます。

補助上限・補助率・補助対象経費

①県内企業等

コース区分	通常コース	賃上げコース
補助上限	50万円	100万円
補助率	1/2以内	2/3以内
対象経費	就業・居住環境整備、コミュニケーション支援、スキルアップ支援のための経費	

②監理団体

補助上限	20万円
補助率	1/2以内
対象経費	コミュニケーション支援、スキルアップ支援のための経費

事業の活用例

- 外国人材の就業環境・居住環境等の整備を支援することが目的
- 外国人材特有の問題ではなく、日本人従業員にも発生する可能性がある問題点は原則補助対象外

就業・居住環境整備

(例) ・寮に設置するエアコン、冷蔵庫、洗濯機の購入費用

- ・自転車の購入費用 **※いずれも中古品は対象外**
- ・寮の浴室をシャワールームにリフォーム



コミュニケーション支援

(例) ・多言語による表示板・マニュアル作成費用

- ・翻訳機械の購入費用
- ・外国人に向けたPR動画制作の委託費用



スキルアップ支援

(例) ・日本語教材、技術習得に資する教材の購入費用

- ・日本語教育、技能習得のためのオンライン講習費用
- ・日本語能力検定試験の受験手数料（日本語能力試験（JLPT）と日本語基礎テスト（JFTBASIC）に限る）

申請方法・お問合せ先

<申請方法>

1.ホームページにある以下の書類を読む。

- ①交付要綱 ②交付要領 ③Q&A（よくある質問を記載しております） ④補助金の手引き
⑤申請時提出書類チェックシート（見積書や取り方や工事前の写真の撮り方など記載しております）

2.ホームページにある交付申請書に必要な書類をダウンロードし、記載例を確認した上で交付申請書作成。

3.作成した交付申請書と添付資料を期限日までに郵送または本補助金窓口へ持参。

（郵送または持参先）

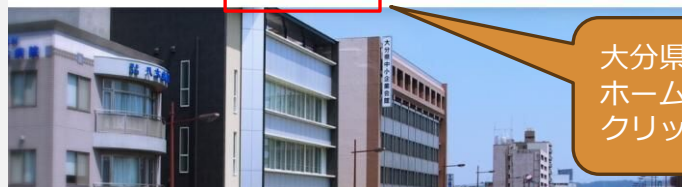
〒870-0026 大分市金池町3丁目1番64号 大分県中小企業会館4階

大分県中小企業団体中央会 外国人労働者等就業環境等整備補助金窓口（受付時間 9:00～17:00）

※持参の場合、駐車場はありませんので近隣の駐車場に停めてください。

※持参の場合は、当会の郵送ポストの投函は受付できません。必ず窓口提出してください。

大分県中小企業団体中央会 [ホーム](#) [トピックス](#) [大分県中央会のご案内](#) [ものづくり補助金](#)
[外国人雇用関係補助金](#) [お問合せ](#)



大分県中小企業団体中央会
ホームページのこちらを
クリック



<お問合せ先>

大分県中小企業団体中央会：外国人労働者等就業環境等整備補助金窓口

ホームページ <https://www.chuokai-oita.or.jp/>

メール：gaikokujin01@chuokai-oita.or.jp

※ホームページを確認の上、不明点があればメールやホームページに記載の電話番号までお問合せ下さい。

※予算状況はホームページに記載しております。